

訪問型サービスD事業の 補助金について

訪問型サービスD事業とは

基本チェックリストで事業対象者と判定された方、要支援の方、継続利用の要介護の方（要介護になる前からの同サービス利用者）に対して、有償又は無償のボランティア等により提供される住民主体で取り組む支援で、通所型サービスBや一般介護予防事業の送迎を提供するサービスです。また、このサービスは利用者のケアプランにもとづいて行うものです。

補助対象者

住民の主体的な互助活動を基本とし、この事業の持続を念頭において取り組む住民団体、民間非営利団体等であって、特定の宗教及び政治上の組織・団体又は営利を目的とする組織・団体は除きます。

補助対象経費

サービス事業の提供の調整を行う人の人件費、報償費、研修費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費（事前要相談）

補助金の額及び補助率

補助事業内容	補助基本額	補助率
通所型サービスB事業所や一般介護予防事業の送迎 （お願い） <ul style="list-style-type: none">・ 運転ボランティア養成講座を受講すること・ 専用車両を用意すること・ 自動車損害賠償責任保険及び任意保険等に加入すること・ できるだけ乗合せでの利用をすすめる。	実施回数に 2,500円を乗じて得た額	9/10

※ 算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てとなります。

年間スケジュール

<p>4月1日</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>4月30日</p>	<p>○補助金交付申請書（様式第1号）の提出 （補助対象者→町）</p> <p>添付書類 ①事業計画書（様式第2号） ②収支予算書（様式第3号） ③従事者名簿（様式第4号） ④参加予定者名簿（様式第5号）</p>		
<p>5月1日</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>5月31日</p>	<p>○補助金交付決定 （町→補助対象者）</p> <p>〈概算払の希望がある場合のみ〉</p> <p>○補助金概算払請求書（様式第15号） （補助対象者→町）</p> <p>○補助金交付 （町→補助対象者）</p>		
	<p>〈変更がある場合のみ〉</p> <p>○変更（廃止・休止）申請書（様式第7号）の提出 （補助対象者→町）</p> <p>補助額変更の添付書類 ①事業計画書（様式第2号） ②収支予算書（様式第3号）</p> <p>○変更決定 （町→補助対象者）</p>		
<p>翌年度</p> <p>4月1日</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>4月10日</p>	<p>○実績報告書（様式第9号）の提出 （補助対象者→町）</p> <p>添付書類 ①事業報告書（様式第10号） ②収支決算書（様式第11号） ③利用者名簿（様式第12号） ④従事者名簿（様式第4号） ⑤支出を証する書類 ⑥活動内容が分かる書類及び写真等</p>		
<p>4月11日</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>5月31日</p>	<p>○補助金交付確定通知 （町→補助対象者）</p>	<p>〈追加請求がある場合〉</p>	
	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>5月10日</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>5月31日</p>	<p>○補助金精算払請求書（様式第15号） （補助対象者→町）</p> <p>○追加交付 （町→補助対象者）</p>	<p>〈返還金がある場合〉</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>5月31日</p> <p>○納付書により補助金の返還 （補助対象者→町）</p>

※ スケジュールは多少前後します。

